

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年7月30日(水) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 教育長報告  
日程第4 報告第8号 専決事項の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

#### (教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

#### (出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	学 校 教 育 課 長	上 道 貴 志
教 育 支 援 課 長	富 治 林 順 哉	教 育 総 務 課 主 幹	井 上 宜 久
学 校 教 育 課 主 幹	安 留 岳 宣	生 涯 学 習 課 主 幹	今 莊 真 樹
一貫教育課総括指導主事	海 老 瀬 正 純	一貫教育課総括指導主事	市 橋 公 也
教 育 支 援 課 総 括 指 導 主 事	出 江 英 夫		

#### (書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

## 開 会 (午後5時30分)

**開会宣言** 委員長が7月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 教育長報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成26年7月10日)
- (2) 宇治市教育委員会後援事業について

以上2件を報告する。

---

[説 明]

**(1) 文教福祉常任委員会について(平成26年7月10日)**

宇治市における子ども・子育て支援新制度にかかる各種基準条例の骨子等について子ども・子育て支援新制度のポイントとしては、幼児期の学校教育・保育を行う施設に対する財政支援が一本化されること、小さな規模の保育事業も財政支援の対象となること、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が挙げられ、国において法制度が整備されており、それを受けて本市でも計画等の策定を進めているところである。

まず、宇治市の施設・事業に係る法制度の準備の1点目として、定員20人以上の教育・保育施設の中で、現在宇治市には設置されていない認定こども園についての法制度を整備する必要がある。2点目は、地域型保育事業として家庭的保育と居宅訪問型保育について、福祉部局が中心となって事業を進めていく。それに伴い、「宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「宇治市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の3つの条例を制定する。それぞれの条例について、法律に従うべき基準と法律を参酌すべき基準があり、教育委員会が関連する「宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、「特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。」という国の定める基準

を参酌し、「ただし、やむを得ない事情がある場合は、不特定多数の者が閲覧することができるようにすることで、掲示とみなすことができる。」という本市の独自基準（案）を追加している。また、記録の整備に関する項目で「職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。」という国の定める基準を参酌し、「ただし、市の補助金に関するものについては、その完結の日から5年間保存しなければならない。」という、市財務規則等に準じた独自基準を定める。

なお、現在「宇治市における子ども・子育て支援新制度にかかる各種基準条例の骨子」へのパブリックコメントを実施しており、7月15日から8月13日までの間、3条例に関しての意見を募集している。

#### 宇治市立黄檗中学校におけるクラブ活動中の事故について

事故発生日時は平成26年6月28日（土）の午前9時30分頃、事故発生場所は宇治市立黄檗中学校グラウンドのテニスコート内であった。事故の状況としては、黄檗中学校陸上部の生徒3名が砲丸投げの練習をしていたところ、そのうちの1名が投げた砲丸が2年生男子生徒の左側頭部に当たり出血し、救急車で搬送されたものである。事故発生当時、陸上部の顧問2名は学校外での大会開催中のため不在であり、代理で陸上部の指導にあっていた教諭は、事故発生場所から離れた場所で違うパートを指導していた。事故当日の夜、黄檗中学校にて臨時の陸上部保護者説明会を行い、事故発生についての謝罪、事故の説明を行った。

今後の対応としては、投てき練習時に必ず顧問がその場で指導につき、安全管理を徹底することなど、6点を資料に記載している。なお、7月20日に可動式のフェンスをグラウンドに設置し、投てき者とそれ以外の生徒を区分する投てき練習場を保護者に見ていただく機会を設けた上で、7月21日から放課後の練習を再開しているところである。今後も引き続き、部活動における安全指導を徹底していきたいと考える。

#### 車両事故に係る専決処分の報告について

### （2）宇治市教育委員会後援事業について

京都府高等学校野球連盟主催の「第59回全国高等学校軟式野球選手権京都府大会」他18件、計19件の事業について後援した。

---

#### [質 疑]

[委 員] 子ども・子育て支援新制度にかかる国の示す基準において、「定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考」の項目で、『建学の精神等設置者の理念』などに基づく選考」とあるが、これはどういうことか。

- [事務局] 例として、私立幼稚園等の利用の申し込みの際に、当該幼稚園の建学の精神や教育理念に共感するかどうかを選考の上での判断基準とすることがあるということ等を指している。
- [委員] 黄檗中学校における事故について、砲丸投げ以外に投てき種目はあるか。
- [事務局] 中学校における陸上競技の投てき種目では、砲丸投げ、円盤投げ、ジャベリックスローという槍投げの一種があり、ジャベリックスローについては樹脂製の槍を使用するため危険性は低いものである。
- [委員] 各中学校で全ての投てき種目を行っているのか。
- [事務局] 市内10中学校の中で、9校で砲丸投げ、1校で円盤投げの練習を行っている。
- [委員] 円盤投げの方が飛距離も長く、砲丸投げと比べてより危険性が高いかと思われるが、配慮されているのか。
- [事務局] 円盤投げの練習をする際は、朝の授業時間前やグラウンド内に他の生徒がいない時に練習する、太陽が丘等のフェンスが設置されている練習施設で練習するといった配慮をしている。
- [委員] 被害生徒の現在の状態を教えてください。
- [事務局] 事故発生直後に病院で処置を受けて当日中に帰宅し、しばらく自宅で安静にした後、翌週から登校しており、怪我も完治している。
- [委員] 黄檗中学校においての今後の対応は、他校にも周知されるのか。
- [事務局] これまでも部活動全般、また教育活動全般における安全指導は徹底してきたが、この事故を受けて、部活動における安全指導の徹底について改めて各校に通知したところである。具体的には、投てき種目については顧問が立ち会うこと等を指示しているが、学校により練習環境が異なることもあり、基本的な安全指導を行った上で、細部については各校で十分に配慮するよう指導している。

#### 日程第4 報告第8号 専決事項の報告について

[説明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行った専決第8号及び第9号について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第8号「宇治市就学指導委員会委員の任命又は委嘱について」は、宇治市就学指導委員会規則第3条第2項に基づく委員の任命又は委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分し、1名の委員の委嘱を行ったものである。

専決第9号「宇治市スポーツ推進委員の委嘱について」は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、平成26・27年度のスポーツ推進委員について、7月1日付で1名を委嘱したものである。スポーツ推進委員の職務は、本市が主催する各種スポーツ教室等での指導や大会の運営、また市民に対してスポーツの実技指導及び助言を行い、生涯スポーツの推進・普及を図ることである。

[質 疑]

[委 員] 委員の追加については、退任があつての追加なのか、純然たる追加なのか。

[事務局] 就学指導委員会委員、スポーツ推進委員ともに、純然たる追加である。

[討 論] なし

**閉会宣言** 委員長が7月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**閉 会** （午後5時50分）